

SOFTIC事業の紹介

Presentation of SOFTIC's Activities

日 下 善 之*

Yoshi KUSAKA

抄録 ソフトウェア情報センター（SOFTIC）は、昭和 61 年にプログラム著作物の指定登録機関として設立された。その他にもソフトウェアエスクロウ・エージェント、ソフトウェア紛争解決のための ADR 等のサービスを提供している。

1. はじめに

財団法人ソフトウェア情報センター（Software Information Center : SOFTIC）は、昭和 61 年 12 月に、当時の通商産業省と文部省等関係機関の協力の下に設立された¹。

その後、昭和 62 年には、プログラム著作物に係る著作権の指定登録機関に、平成 16 年には半導体集積回路の回路配置利用権の登録機関に指定され、国に代わってこれらの登録事務を遂行してきたところである。

また、平成 9 年には、それまで日本にはなかったソフトウェアエスクロウ・エージェントのサービスをユーザーに提供し、平成 20 年からは、ソフトウェア紛争解決のための ADR も手掛けることとなった。

そして、平成 23 年 4 月からは一般財団法人に移行し、これを機会に事業の一層の充実や多角的展開を図っていくことを目指している。本稿は、上記をはじめとする SOFTIC が行っている主要な事業についてその概要を紹介させていただくものである。

2. プログラム著作物に係る登録事務²

日本はベルヌ条約に加盟しており、著作権は無方式で発生するので、特許や商標とは異なり、登録をしなくても権利を取得することができる。しかし、我が国の著作権法は権利の変動を公示すること等を目的として登録制度を設けている³。

なお、日本の他にも、米国、ドイツ、オーストラリア、ロシア、中国、韓国等が登録制度を設けているが、いずれの国も登録を権利の発生要件とはしていない⁴。

(1) 指定登録機関

昭和 61 年の著作権法改正により、コンピュータプログラムは著作物として保護されることとなったが、これに併せて「プログラム著作物に係る登録の特例に関する法律」が制定され、同法に基づいて当財団が文化庁長官から指定登録機関に指定

* 一般財団法人ソフトウェア情報センター 常務理事
Executive Director, Software Information Center

された。指定登録機関は、文化庁に代わってプログラム著作物に関する登録事務を行う機関である。

(2) 著作権登録の種類

プログラム著作物の著作権の登録には、創作年月日の登録、第一発行年月日の登録、実名の登録、著作権の登録の4種類がある。

①創作年月日の登録

プログラム著作物だけに設けられた制度である。プログラム著作物は、一般の著作物と異なって、発行や公表が行われることなく利用される場合も多いので、公表、未公表を問わず、プログラムの著作物の創作年月日を登録できるようにした。登録は、プログラムの著作物の創作後6カ月以内に申請することが必要であるが、これによって、登録した創作年月日にプログラム著作物が創作されたことが推定される。

②第一発行年月日の登録

公表された著作物について、その第一発行年月日又は第一公表年月日を登録するものである。本の奥付や雑誌の裏表紙にも発行年月日が記載されているが、書籍の新鮮さを保つために実際の発行日より後の日付が記載されていることが多い。そのような場合でも、第一発行年月日を登録することにより、実際に著作権が発生した日付を確保することができる。

③実名の登録

著作権の存続期間は、原則著作者の死後50年であるが、著作者名を付さずにあるいはペンネームで著作物が発行されたような場合、著作者の生死を知ることが困難となるため、無名又は変名の著作物の著作権の存続期間はその著作物の公表後

50年とされている。しかし、実名登録がなされた場合には、真の著作者を知ることができるので、この例外が適用されず著作権の存続期間は著作者の死後50年となる⁵。この規定は、一般の著作物を念頭にしたもののようにも思われるが、プログラム著作物においても登録が可能となっている。

④著作権の登録

著作権に関する権利の変動（譲渡等）を登録するものである。

著作権の登録を行うことによって、権利の変動について第三者への対抗要件を取得することができる。不動産登記と同じように、登録権利者及び登録義務者が共同申請することが原則となっている。

(3) 登録の手続き⁶

登録申請に必要なものは、申請書、著作物の明細書、プログラム著作物の複製物及び手数料等である。前記のうち、著作物の明細書は、プログラムの機能の説明を200～400字で説明したものである。また、プログラム著作物の複製物は、ソースプログラムの場合はソースリスト、オブジェクトプログラムの場合はダンプリストをマイクロフィッシュ、CD-R又はDVD-Rに記録したものである。

(4) 公示

著作権の内容は、登録原簿等の閲覧及びその写しの請求をすることにより参照可能である。閲覧及び写しの請求には、登録番号を特定して申請する必要があるが、それを容易にするために、文化庁では、「著作権等登録状況検索システム」を提供している⁷。このシステムを利用すれば、著作物の題号、著作者の氏名等により登録番号を検索することができる。

なお、プログラムのコードは、公示の対象とはなっておらず、訴訟等の段階で必要となった場合にのみ開示される。

(5) 登録申請件数の推移

プログラム著作物の登録申請件数は、平成 15 年頃までは年間 500 件前後で推移していたが、その後は漸減傾向にあり、平成 23 年以降は 200 件を下回っている。近年の登録申請件数を表 1 に示す。

(6) 対抗要件

著作権法 77 条は、「登録しなければ、第三者に対抗することができない」と定められており、民法 177 条と全く同じ文言となっていることから、民法の不動産における判例法理がそのまま適用されると考えられている⁸。

したがって、著作権の譲渡を受けても、その登

録をしなければ二重譲渡の問題が発生する危険性がある。

ソフトウェアの開発を開発業者に委託することは多いと考えられる⁹。このような場合、プログラムの著作権は委託元に譲渡されるのが普通である。しかし、その際に図 1 に示すように開発業者が第三者にも著作権を譲渡したとすると、委託元と第三者が対抗関係となる。

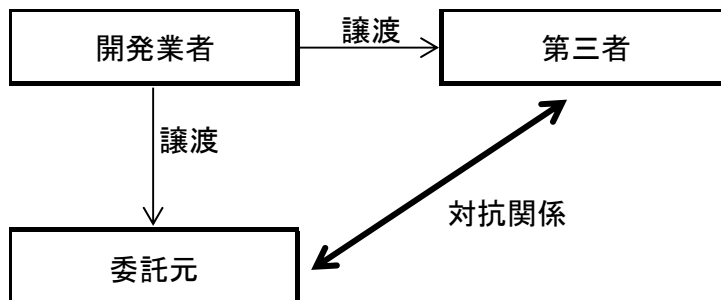
このような状況になると、委託元が著作権を第三者より先に譲渡されたことを証明しても、登録がなければ第三者に対して、差止請求や損害賠償請求をすることはできない。逆に、第三者が先に登録をしてしまうと、差止請求や損害賠償請求を受ける立場になる。

登録は著作権の発生要件ではないが、第三者への対抗要件を備えるためには著作権の移転登録がなければならないのである。

表 1：プログラム著作物の登録件数

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
創作年月日の登録	170	110	85	86	101	95
第一発行年月日の登録	5	6	3	2	2	8
実名の登録	0	1	0	3	1	0
著作権の登録	81	99	69	51	68	69
合 計	256	216	157	142	172	172

図 1：二重譲渡の関係



3. 半導体集積回路の回路配置利用権の登録事務¹⁰

(1) 制度の概要

半導体メモリの集積度は3年で4倍になるといわれているが¹¹、限られたスペースの中でメモリ容量を増やすためには、集積回路のパターンに工夫を施すことが必要である。新たな集積回路のパターンを開発するためには膨大な費用がかかるが、回路配置ができ上がってしまえば、それをコピーすることは容易であるので、開発のインセンティブを確保するためにはコピーを制限する制度が必要である。

このような目的のために、半導体集積回路の回路配置に関する法律が昭和61年1月から施行され、当初は財団法人工業所有権協力センターが登録事務を行っていたが、その後当財団が登録機関として登録を受け、平成16年9月1日から登録事務を行っている。

(2) 登録による効果

半導体集積回路の回路配置利用権を登録することにより、以下の権利を取得することができる。

①設定登録

設定登録により、回路配置利用権を取得し、回路配置を業として利用する権利を専有する。権利侵害者に対しては、特許権等と同様に差止請求や損害賠償請求を行うことが可能となる。

②移転等の登録

設定登録後の権利の移転・処分の制限・質権設定等は、登録することにより第三者に対抗可能となる（対抗要件については、前述の著作権と同様である）。

③利用権の設定・許諾

回路配置利用権者は、専用利用権の設定及び通常利用権の許諾をすることが可能である。

(3) 登録の手続き

①登録

設定登録申請書、説明書（申請者が創作者等であることの説明書）、半導体集積回路（LSIチップそのもの）、半導体集積回路を現した写真（パッケージに封入前の半導体集積回路の表面を上から鮮明に撮影したもの）、回路配置を記載した図面又は回路配置を現した写真及び手数料等を当センターに持参するか郵送することにより行う。

②設定登録の公示

SOFTIC ホームページにおいて、設定登録番号、設定登録日、登録名義人、半導体集積回路の名称・構造・技術・機能・説明を公開している。

また、当センターにおいて、申請書類及び登録原簿の閲覧、謄写サービスを行っている。

(4) 登録申請等の状況

設定登録申請は、制度開始から約10年は年間500件を上回るペースで申請があったが、登録事務が当財団に移管された平成16年以降は年間100件以下となり、ここ数年は1桁台となっている（次頁表2参照）。

回路配置利用権の登録は、我が国以外にも、米国、オランダ、ドイツ、英国、スウェーデン、フランス、韓国等でも制度を有するが、いずれの国においても、近年、設定登録件数は著しく減少している。

表 2：回路配置利用権に関する申請件数

	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
設定登録	57	31	1	2	5	6	5
移転登録	129	0	0	0	0	0	0
閲覧	1	0	0	0	0	0	0
謄写	3	1	0	0	0	0	2

4. ソフトウェアエスクロウ¹²

(1) エスクロウとは

エスクロウ (escrow) という言葉はあまり聞き慣れないかもしれないが、米国では不動産の取引等においてよく使われている制度である。

簡単な例で説明すると、例えば買主 A が売主 B 社から品物を買うとする。同時履行が可能であったり、お互いに信用があればよいが、そうでない場合、買主としては先に代金を支払うのは不安であるし、売主にしても先に品物を渡すのは不安がある。

そういう場合、図 2 に示すエスクロウ・エージェントを介して以下のように取引を行えばお互い安

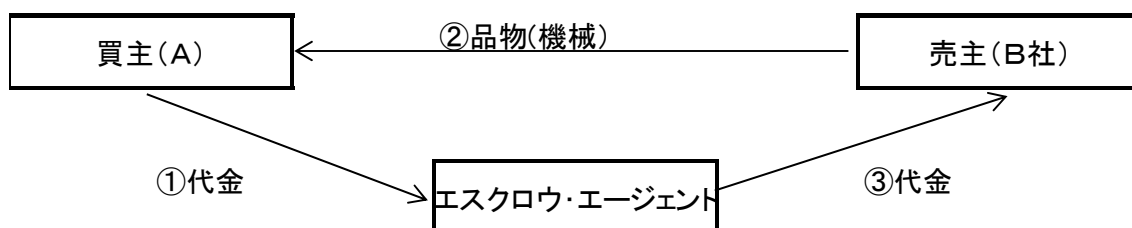
心して取引を行うことができる。

(2) ソフトウェアエスクロウの概要

ソフトウェアエスクロウは、ソフトウェアのライセンスにこの制度を応用したものである。例えば、ライセンシーがライセンサーからライセンスを受けてソフトウェアを利用していたとする。そこで、もし、ライセンサーが倒産等により行方不明になるとソフトウェアのメンテナンスを受けられなくなり、長期にわたって蓄積したデータを放棄せざるを得なくなるようなことが起こりうる。

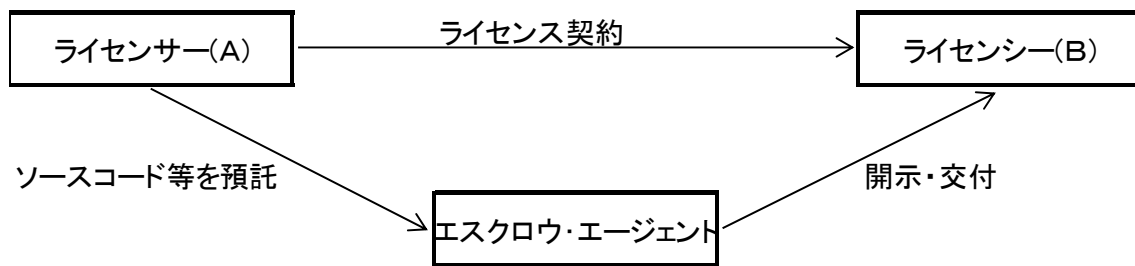
そこで、次頁図 3 に示すエスクロウ・エージェントがソースコードや必要なドキュメントをライ

図 2：一般的なエスクロウの関係



- ・買主はエスクロウ・エージェントに代金を送金する
- ・エスクロウ・エージェントは代金が入金されたことを売主に伝える
- ・売主は品物を買主に引き渡す
- ・買主は品物を確認し、問題がなければその旨をエスクロウ・エージェントに伝える
- ・エスクロウ・エージェントは買主から預かった代金を売主に送金する

図 3：ソフトウェアエスクロウの関係



センサー (A) から預かっておき、ライセンサーに万が一のことがあった場合には、それらをライセンシー (B) に開示するようにしたものがソフトウェアエスクロウ制度である。

(3) ソフトウェアエスクロウ契約

ソフトウェアエスクロウ契約は、ライセンサー、ライセンシー、エスクロウ・エージェントの三者間で契約が行われる。当センターが行うソフトウェアエスクロウの契約期間は 1 年間であるが、1 年ごとに更新が可能である。

(4) ソフトウェアエスクロウの利用状況

欧米では以前からこの制度が活用されており、海外の企業とソフトウェア取引を行う場合に、ソフトウェアエスクロウの契約を求められることがあり、取引先の海外企業の要求により、その国のエスクロウ・エージェントにソースコード等を預託するケースも多いといわれていた。

そのような状況に鑑み、当財団は平成 9 年 7 月 1 日から日本におけるエスクロウ・エージェントとしての業務を開始したが、これまでの契約総数は 317 件、そのうち開示が行われたものは 11 件となっている。

5. ソフトウェア紛争解決¹³

(1) 裁判外紛争解決機関の認証

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が平成 19 年 4 月 1 日に施行され、調停、あっせん等の和解の仲介の業務を行う民間事業者は、その業務について法務大臣の認証を受けることができることとなった。裁判外紛争解決手続は英語の Alternative Dispute Resolution の頭文字を取って ADR と呼ばれる。

法務大臣の認証を受けて紛争解決手続を行っている機関としては、国民生活センター、知的財産仲裁センター、各地の弁護士会や司法書士会等が知られているが、当センターは企業間におけるコンピュータソフトウェア、コンピュータシステム、デジタルコンテンツ、データベースその他情報技術に関する民事紛争の解決手続を行う機関として、平成 20 年 7 月 28 日に法務省の認証（第 18 号）を取得した。

(2) 当センターが提供する ADR

当センターにおいて提供する ADR は以下の 4 種類である。

① 仲裁

仲裁は、当事者の合意（仲裁合意）に基づいて中立の第三者（仲裁人）に紛争の解決を委ね、そ

の判断(仲裁判断)に服する紛争解決手段である。仲裁判断は裁判の確定判決と同じ効果を有するので、裁判所から執行決定を得ることにより強制執行が可能となる。

なお、この仲裁判断について再度裁判所に訴えることはできない。

②中立評価

中立評価は、中立の第三者(中立評価人)が、技術的な事項や法律的な問題等についての判断(評価)や解決案の提示を行う手続で、原則、申立から3カ月内に中立評価書の作成を目指すこととなっている。中立評価の結果は、仲裁判断のような拘束力はないものの、ソフトウェア分野の専門家である中立評価人の判断であって、その理由も明記されることから、当該案件が裁判で争われた場合に、その判断が一定の意味をもつことが期待できると考えられる。

③単独判定

単独判定は、単独の申立人が申し立てた申立事項に関し中立の第三者(単独判定人)が、判定を行う手続である¹⁴。判定結果には拘束力はないが、ソフトウェア分野について単独判定人がもつ経験や知見の専門性に基づく判断として交渉の場等において利用可能と考えられる。また、単独判定の結果は相手方には通知されないため、期待する結果が得られた場合のみ利用することも可能である。

④和解あっせん

和解あっせんは、中立の第三者(あっせん人)が、当事者同士の話し合いを進めて紛争解決のための自主的な合意形成を支援する手続である。一般的には、あっせん人から解決案(あっせん案)が提示され、この案に両当事者が同意することに

よって解決が図られる。これによる和解は、民法上の和解契約に位置づけられるものであるため、裁判上の和解のような強制執行を可能とするものではない。

(3) 当センターのADRのメリット

当センターの提供するADRを利用して紛争解決を図ることにより、以下のようなメリットがあるものと考えられる。

①迅速性

裁判に比べ、より柔軟な手続で集中的な審理を行うことにより、短時間のうちに技術的側面も含めた争点整理等を行うことができることから、迅速な解決が期待できる。

②機密性

当該案件が紛争状態にあることを外部に知られることなく、また、紛争に関する情報等を秘密状態にしたままで手続を進めることができる。

③専門性

当センターでは、実務経験が10年以上でソフトウェア問題に知見を持つ弁護士、弁理士、ソフトウェア技術関係者、学識経験者等から構成される「仲裁人・中立評価人・単独判定人及びあっせん人候補者名簿」を用意しており、当事者がその中から仲裁人等を選択することも可能となっている。

(4) 利用状況等

センターの業務開始から現在までに14件の申立があり、そのうち8件が手続に入り、5件が和解合意及び判定がなされ、残る3件は現在審議中となっている。申立額は数百万円から数億円と様々な規模のケースが申し立てられている。

なお、当センターは、平成 19 年度経済産業省の委託事業として、「Alternative Dispute Resolution—あるソフト紛争の顛末—」と題する、ソフトウェア紛争の仲裁・和解あっせんに関するドラマを作成した。経済産業省のホームページ¹⁵で公開されているので興味があればご覧いただきたい。

6. 調査研究及び情報提供¹⁶

ソフトウェア等の権利保護に関しては、著作権法、産業財産権法、不正競争防止法、独占禁止法、

民法、商法等が関連することから、当センターでは、テーマ別の委員会を設置して、判例研究をはじめとする調査研究を行っている。そして、その成果を還元するためのシンポジウムやセミナーを開催している。

平成 27 年度は、ソフトウェア知的財産権連続講座と題して 21 回のセミナーを開催することとしている（1 回のセミナーは 3 時間）。

表 3：ソフトウェア知的財産権連続講座

回	分野	タイトル（講師）	開催日
1	著作権	知財概論（弁護士：小栗久典）	7/9
2		著作権法概論（慶應義塾大学教授：奥邨弘司）	7/16
3		日米の侵害事例（弁護士：梶山敬士）	7/22
4	契約	契約概論（弁護士：小倉秀夫）	9/9
5		ソフトウェア契約（(株) 日本総合研究所法務部長：大谷和子）	9/17
6		ソフト契約を巡る法的トラブル（弁護士：吉田正夫）	9/25
7	特許	ソフト特許概論（弁理士：三品岩男）	10/15
8		特許出願実務（弁理士：土井健二）	10/22
9		特許侵害論（弁護士：水谷直樹）	10/29
10	知財関連 諸問題	知財訴訟の裁判実務（弁護士：飯村敏明）	11/13
11		不正競争防止法（弁護士：小川憲久）	11/11
12		独占禁止法と知的財産権（弁護士：佐藤郁美）	11/19
13		システム関連紛争の予防と解決（弁護士：大澤恒夫）	11/26
14		企業におけるソフトウェアの管理（SOFTIC 専務理事：光主清範）	12/3
15		OSS をめぐる動向（弁護士：上沼紫野）	12/10
16		デジタルコンテンツの権利処理（弁護士：村尾治亮）	1/14
17	クラウド	クラウドコンピューティング（弁護士：岩原将文）	1/21
18		改正個人情報保護法の解説と越境データ問題（新潟大学教授：鈴木正朝）	1/27
19		ネットワークと著作権（弁護士：井口加奈子）	2/4
20		ソーシャルメディアに関する契約と法律の諸問題（弁護士：山内貴博）	2/10
21		クラウド上の特許問題（弁理士：相田義明）	2/18

7. ソフトウェア関連技術の動向にか かる情報収集

上記 2～6 において紹介した業務は当センターが登録等を受けて継続的に行っている事業であるが、このほかにも競争入札等により委託を受けた事業もいくつか実施している。それらの中から、特許と関連の深い「ソフトウェア関連技術の動向にかかる情報収集事業」を紹介する。

(1) 事業の概要

コンピュータソフトウェア関連発明やビジネス関連発明にかかる分野には、特許文献以外に、マニュアル、単行本、技術雑誌、非技術雑誌、学会論文誌、企業技報、団体機関誌、学会予稿集といった膨大な非特許文献が存在し、新たな文献も日々発行されている。

特許庁は、これらの文献に審査官・審判官が容易にアクセスできるようにするためにコンピュータソフトウェアデータベース (CSDB) を構築している¹⁷。本事業は、CSDB に蓄積するための電子データを作成するものであり、上記の各種非特許文献を収集した上で、文献に記載されている技術内容を調査して、検索キー (CS ターム及びフリーワード) の付与及び抄録を作成し、文献のデータの電子化を行う事業である。

(2) 具体的な業務

当センターでは、CSDB に蓄積する電子データを作成するために以下のような業務を行っている。

①書籍の収集

書店等で販売されている単行本や雑誌に加えて、学会で配付される資料や無料で頒布されている企業技報、インターネットにおいて公開される資料等を収集する業務である。

平成 27 年度は、5,720 冊の文献の収集を行うこととしている。文献種別ごとの内訳は表 4 に示すとおりである。

表 4 : 文献収集冊数 (27 年度)

文献種別	収集予定冊数	内インターネットから
マニュアル, 単行本	2,960	44
技術雑誌, 非技術雑誌, 学会論文誌	2,490	256
企業技報, 団体機関誌	200	12
学会予稿集	70	2
合 計	5,720	274

なお、これらの収集文献が、実際に国内で発行される書籍のどれ位をカバーしているかという点について質問を受けることがある。筆者の大まかな感覚では、マニュアルや単行本については、内容が重複するものを整理して代表的なものはほぼ収集しており¹⁸、雑誌や学会論文誌については、ソフトウェアやビジネスモデルの記事が継続的に掲載されるものはほぼ全て収集していると認識している。

②調査対象記事の抽出

上記各文献のうち、マニュアルと単行本を除く書籍については、文献を記事ごとに細分化し、CSDB の蓄積対象とする記事と蓄積対象としない記事とに選別する。これは、雑誌や学会論文誌は単行本等と違って、記事ごとに対象やテーマが異なる場合が多く、検索キーは記事ごとに付与した方が検索を効率的に行えるので、記事ごとに細分化している。また、同じ雑誌の中でもソフトウェアとは無関係な記事や広告等があり、全てを蓄積

対象とするのは不経済であることから蓄積対象の記事を限定している。

③文献調査（解析）

マニュアル、単行本は文献ごとに CS タームの付与及びフリーワードの抽出を行う。その他の文献は記事ごとに、CS タームの付与及びフリーワードの抽出を行い、さらに 500～600 字の抄録を作成する。

なお、CS タームは、F タームと同様に、複数の観点から文献の絞り込みを行うためのインデックスであり、現行の CS タームは 10 の観点から 252 のタームが展開されている。

マニュアル・単行本以外の文献調査は、まず外部の調査実施者によって CS タームの付与、フリーワードの抽出、抄録作成が行われる。その全件をセンターの調査指導者がチェックし、内容に誤りがあれば修正を行っている。マニュアル及び単行本についてはセンターの調査指導者が直接 CS タームの付与及びフリーワードの抽出を行っている。

現在のところ、調査指導者はセンターに 8 名在籍しており、調査実施者は約 130 人が登録している。

平成 27 年度の文献調査予定件数は、表 5 のとおりである。マニュアル、単行本以外は記事ごとに細分化するため、文献数は収集冊数に比べて大きな数になっている。

なお、文献収集と文献調査にはタイムラグがあり、収集年度と調査年度が異なるものがあり、両者の対象には若干のずれがある。

表 5：文献調査予定件数（27 年度）

文献種別	文献調査 予定件数
マニュアル，単行本	2,870
技術雑誌，非技術雑誌，学会論文誌	28,050
企業技報，団体機関誌	1,610
学会予稿集	7,280
合 計	39,810

④電子化情報の作成

文献調査と並行して、一次文献のイメージデータ及び OCR によるコードデータを作成し、文献調査によって得られた CS ターム、フリーワード、抄録、書誌情報、目次、索引を加えて CSDB 電子化情報を作成している。

なお、学会予稿集については、文献調査の対象として抽出されなかった記事についても電子化情報の作成を行うこととしており、これを合わせると平成 27 年度の電子化情報作成予定件数は 44,560 件となる。

(3) CSDBの利用

CSDB は特許庁の審査・審判におけるサーチツールとして整備されたものであるが、外部からも J-PlatPat を利用して検索することが可能である¹⁹。J-PlatPat でも、CS ターム、フリーワード、書誌事項による検索が可能であるが、文献のスクリーニングは著作権者から許諾が得られたもののみが可能となっている。

8. おわりに

筆者は、縁あって昨年 6 月から当財団の常務理事を務めさせて頂いているが、財団が実施している事業の詳細を理解していくにつれ、それらがユーザーにとって極めて有用なものであること、ま

た、財団を核として委員会やセミナー事業等に多くの有識者が関与され、非常に有益な情報発信を行っていることに強い感銘を受けた。

しかし、このようなことが、世の中で理解されているかということと必ずしもそうではなく、今後、あらゆる機会を通じて活動内容を周知していくことが必要と痛感している。そのような中で、今回、財団の事業を紹介する機会を与えて頂いたことに深く感謝するとともに、これを機会に、財団の運営や事業の展開について、関係各位からご指導・ご助言等を賜ることができれば望外の喜びである。

行う双方判定の制度も存在するが、当センターでは実施していない。

- 15 「産業構造・市場取引の可視化 ADR（裁判外紛争解決手続）」（http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/softseibi/index.html#05）
- 16 「ソフトウェアの知的財産権連続講座～基礎からクラウドまで～ <全21回>」（<http://www.SOFTIC.or.jp/lec/2015/index.htm>）
- 17 特許庁編『産業財産権制度125周年記念誌～産業財産権制度この15年の歩み～』（2010）300-301頁
- 18 例えばExcelの新しいバージョンが出ると、多くの出版社から解説書が出されるが、全て蓄積しても内容が重複するので、代表的なものを選択して蓄積している。また、マニュアルについても、年度内にバージョンの異なる複数のものが出版されている場合には、そのうちの1つを蓄積している。
- 19 「コンピュータソフトウェアデータベース（CSDB）検索」（https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/tokujitsu/csdb/CSDb_GM201_Top.action）

注)

- 1 「SOFTIC概要」（http://www.SOFTIC.or.jp/about_us/s_gaiyou.htm）
- 2 「プログラム著作物登録」（<http://www.SOFTIC.or.jp/tour/oku/>）
- 3 半田正夫・松田政行編『著作権法コンメンタール2 第2版』（勁草書房、2015）905頁
- 4 半田・松田 前掲注（3）、920頁、D.S.カージャラ、楢山敬士『【日本ーアメリカ】コンピュータ・著作権法』（日本評論社、1989）217-218頁
- 5 半田・松田 前掲注（3）、907頁
- 6 「プログラム登録の手引き」（http://www.softic.or.jp/tour/oku/dl_forms/tebiki.pdf）
- 7 「著作権等登録状況検索システム」（<http://chosakuken.bunka.go.jp/egenbo4/>）
- 8 半田・松田 前掲注（3）、921頁、小倉秀夫・金井重彦『著作権法コンメンタール』（レクシスネクシス・ジャパン、2013）1089頁
- 9 例えば、中山信弘『ソフトウェアの法的保護（新版）』（有斐閣、1988）92頁
- 10 「半導体回路利用権登録」（<http://www.SOFTIC.or.jp/ic/index.html>）
- 11 「ムーアの法則」としてよく知られている。実際に、1979年に発売されたPC-8000は16KBのRAMを搭載しただけであったが、16年後に発売されたWindows95は16MB程度のメモリ容量を必要とした。さらにその12年後の2007年に発売されたWindows Vistaは4GB程度のメモリを必要としたので、この期間は、ほぼこの法則どおりに集積化が進んでいったといえるだろう。
- 12 「ソフトウェアエスクロウ」（<http://www.SOFTIC.or.jp/service/escrow.html>）
- 13 「ソフトウェア紛争解決センター」（<http://www.SOFTIC.or.jp/adr/index.htm>）
- 14 単独判定に対して、両当事者の主張に基づいて判定を